

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に規定する行政監査について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和5年3月27日

茨城県監査委員	川 津 隆
同	戸井田 和 之
同	澤 田 勝
同	羽 生 健 志

令和4年度 行政監査の結果について

1. 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2. 監査のテーマ

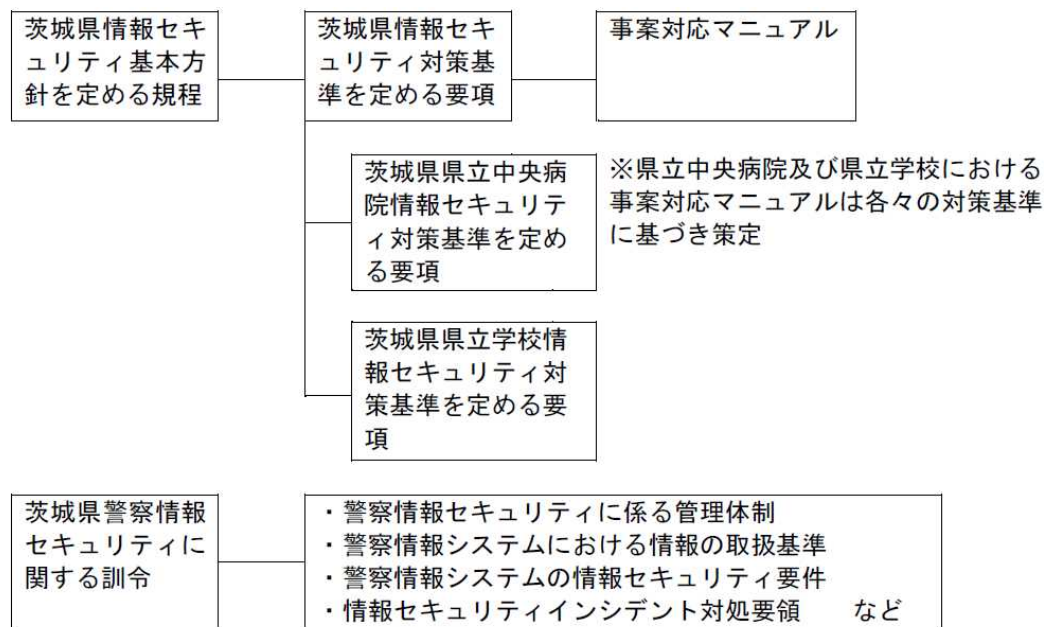
情報管理の取組状況

3. 監査の目的

本県が保有する個人情報を含めた多種多様な情報については、「茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年制定）」や、「茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程（平成25年制定）」「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項（平成19年制定）」等に基づき適切な管理に取り組んでいるところである。

しかしながら、令和3年度は、令和2年度に比べ、公表された本県の情報漏えい事案等が大幅に増加したことから、各機関における情報管理の不適切事案の発生防止に向けた体制や、情報端末等を利用する際のセキュリティ対策などの実態を監査し、適正な事務の執行に資することを目的とする。

（参考）本県の情報セキュリティに係る規程等の体系



（出典）茨城県情報セキュリティ事案対応マニュアル

4. 監査の実施時期

令和4年5月から令和5年3月まで

5. 監査の方法

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施する定期監査の前に、事務局職員が実地で行う、いわゆる予備監査の際に合わせて、各機関の関係職員から直接ヒアリングを行うとともに、情報管理にかかる関係書類等の確認を行った。

また、書面のみによる予備監査の場合は、各機関から提出された監査調書などをもとに情報管理の取組状況を確認し、必要に応じて電話などでヒアリングを行った。

6. 監査実施機関

実施機関は、「茨城県行政組織規則」第 4 条に規定する本庁の課並びにチーム及びセンター、県北振興局、労働委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、県議会事務局、教育庁の課、警察本部、「茨城県財務規則」に規定する公所及びか所、「茨城県企業局組織規程」第 2 条に規定する本局及び出先機関、「茨城県病院局組織規程」第 2 条に規定する本局及び病院とし、機関数は 379（本庁 99、出先 280）とする。

(1) 実地による予備監査を行った機関

部局等	機関数	機関数の内訳
総務部	14 機関	本庁 6 出先 8
政策企画部	4 機関	本庁 4
県民生活環境部	6 機関	本庁 5 出先 1
防災・危機管理部	3 機関	本庁 3
保健医療部	11 機関	本庁 5 出先 6
福祉部	10 機関	本庁 5 出先 5
営業戦略部	8 機関	本庁 7 出先 1
立地推進部	3 機関	本庁 3
産業戦略部	9 機関	本庁 3 出先 6
農林水産部	25 機関	本庁 9 出先 1 6
土木部	27 機関	本庁 8 出先 1 9
会計事務局	1 機関	本庁 1
企業局	6 機関	本庁 1 出先 5
病院局	3 機関	本庁 1 出先 2
議会事務局	1 機関	本庁 1
教育庁	35 機関	本庁 5 出先 4 学校 2 6
警察本部	8 機関	本庁 1 警察署 7
	1 7 4 機関	本庁 68 出先等 106

(2) 書面による予備監査を行った機関

2 0 5 機関（本庁 31 機関 出先等 174 機関）

合計 3 7 9 機関 ※(1)+(2)

7. 監査の主な着眼点

- (1) 当該機関が特に重要と考えている情報管理の取組
 - ・情報の流出・漏えい、紛失等を防止するため特に重要と考えている取組は何か
 - ・適正に取り組んでいるか

- (2) これまでに発生した当該機関における情報漏えい等の不適正事案
 - ・事案があった場合、再発防止策が順守されているか

- (3) 個人情報など不開示に相当する情報資産の取扱い
 - ・保有している場合、どのように取り扱っているか
 - ・紙ファイルについて、一般県民が立ち入れる場所（廊下等）に保管されていないか
 - ・特定個人情報の保管は、鍵付きのロッカーに保管しているか
 - ・委託先とのデータのやり取りにあたり暗号化などの安全対策を行っているか

- (4) 電子メール一斉送信時の取扱い
 - ・BCCを徹底しているのか
 - ・メールの誤送信を起ささないための注意喚起をしているか

- (5) ファックス送信時の機密情報の取扱い
 - ・事前の送信テスト、複合機に番号を登録してから送信しているか
 - ・複合機等に誤送信を起ささないための注意喚起のメッセージを貼ってあるか

- (6) ホームページで公開されている情報の取扱い
 - ・公開する前に、担当者と承認者等複数の者で内容をチェックしているか

- (7) 情報セキュリティ事案が発生した場合の体制
 - ・情報漏えい等の事案が発生した場合、速やかな初動対応がとれるようにどのような取組をしているのか

- (8) 電磁的記録媒体の管理
 - ・USBメモリ等の貸出し・返却の都度、その記録を作成しているか
 - ・所管している機器の保管状況を定期的に確認しているか
 - ・長期に渡り貸し出している事例はないか

- (9) 情報セキュリティ教育
 - ・所属職員に対する情報セキュリティ教育を実施しているか

8. 監査の結果

情報管理の取組状況にかかる監査を行った結果、各機関における情報の漏えい、紛失等を防止するための対策について、組織として十分に認識し、セキュリティ対策が整えられていることを、概ね確認することができた。

- 3機関（保健医療部1機関、教育庁2機関）においては、電磁的記録媒体（USBメモリ）の管理が不適切な事例が確認されたため、いずれの機関に対しても、「指導」の監査結果を通知した。

なお、具体的内容は、次のとおりである。

- ・長期間にわたる複数のUSBメモリの貸出し

教育庁の2機関において、本来、情報セキュリティ管理者は、所属職員が、USBメモリを利用する場合、その都度、貸し出すとともに、利用の目的が達せられたときは、速やかに返却させなければならないところ、複数のUSBメモリを所属職員へ長期にわたり貸し出したままとしているなど、管理が不適切であった。

【参考】「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項」第19条第2項

「情報セキュリティ管理者は、所管する所属の職員が電磁的記録媒体を利用する場合には、その都度、目的、格納する情報の内容等を確認のうえ、情報セキュリティ管理者が管理する電磁的記録媒体を貸し出さなければならない。また、利用の目的が達せられたときは、職員に対して、速やかに当該電磁的記録媒体を返却させなければならない。」

- ・USBメモリの貸し出し記録の未作成

保健医療部の1機関において、本来、情報セキュリティ管理者は、USBメモリの貸し出し及び返却の都度、その記録を作成しなければならないところ、貸し出しの記録を行う、利用記録台帳等そのものが作成されていないなど、管理が不適切であった。

【参考】「茨城県情報セキュリティ対策基準を定める要項」第19条第3項

「前項に規定する場合においては、情報セキュリティ管理者は貸し出し及び返却の都度、その記録を作成し、保管しなければならない。」

- 令和3年度の定期監査において、注意等の監査結果を通知した4機関（保健福祉部2機関、教育庁2機関）について、その後の措置状況を監査したところ、いずれの機関も、個人情報の漏えいや、紛失等を防止するための対策は、十分講じられており、同様の事案が発生していないことを確認した。

9. まとめ

今回の監査においては、一部の機関において、電磁的記録媒体（USBメモリ）の不適切な管理状況は確認されたものの、個人情報の漏えいなどに直接的につながるおそれがある事案は確認されなかった。

しかしながら、令和4年度においても、前年度と同様、メールの誤送信による個人情報の漏えいや情報資産の紛失などの情報セキュリティ事案が、依然として後を絶たないことも事実である。

これらの事案の多くは、職員の不注意に起因しているものの、組織として、セキュリティ対策どおりに十分注意が払われていれば、一定程度防げたものである。

このようなことから、保有個人情報の管理の徹底及びセキュリティ対策の強化などについて、改めて全庁的に周知徹底を図る必要がある。